

住民税試算システムの使い方

(市民税・県民税(国民健康保険税)申告書の作成の仕方)

注 意

このシステムに入力するだけでは申告は完了しません。

申告書を作成する方は、作成した申告書を両面印刷し、郵送で提出してください。

【提出先】

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15

総務部 税務課 市民税係

Tel : 0192-27-3111 【内 153、154】

入力の流れ

本システムにより、申告書を作成する手順は以下のとおりです。
手順に従って必要事項を入力してください。

- 1 共通事項の入力・・・3 ページ
- 2 所得の入力
 - (1) 収入がなかった方・・・4 ページ
※ 遺族・障害年金、失業給付金、児童扶養手当等は非課税のため、収入は0円として扱います。
 - (2) 給与収入があった方・・・6 ページ
 - (3) 年金収入があった方・・・9 ページ
 - (4) 給与・年金以外の収入があった方・・・12 ページ
- 3 控除の入力・・・14 ページ
- 4 市民税・県民税等の試算（概算）・・・16 ページ
- 5 申告書の出力・・・17 ページ
- 6 注意事項・・・21 ページ

1 共通事項の入力

① 内容を確認して、「同意する」を選択してください。

住民税試算システム

利用許諾

【ご利用前に必ずお読みください】

税額試算について

- このシステムは令和6年度の税制に基づいて試算しています。算出する税額はあくまで試算した額であり、確定した額ではありません。
- 所得税額の試算は、住民税額の試算を行う上で使用する所得項目、控除項目から可能な範囲で行います。
- このシステムは次の項目には対応しておりませんので、適用される方は別途申告が必要となります。
 - 繰越損失
 - 専従者控除

当システムについて

- システムを終了すると、入力内容は消去されます。入力内容を保存する場合は、「入力途中データ保存」機能をご利用ください。
- 住民税額の試算後、住民税申告書を作成することができます。
- 推奨ブラウザはMicrosoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox、Safariです。
- 住民税申告書を作成する際にPDFファイルを利用しています。
- このシステムをご利用の際には、お使いのブラウザでポップアップブロック機能の解除、JavaScriptの有効化を行っていただく必要があります。
- このシステムをご利用の際には、ブラウザの戻るボタンを使用しないようお願い致します。前の画面に戻る場合は、必ず当システム内に設置されているボタンを押して下さい。

上記内容にご同意いただける場合は、「同意する」ボタンをクリックして住民税試算システムをご利用ください。

② 「税額試算/申告書作成」を選択してください。

住民税試算システム

100 - 税額試算選択

税額試算/申告書作成	所得、控除額から税額を試算します。また申告書を出力することが可能です。
退職所得の税額を試算	退職金に対する税額を試算します。
途中データを利用される方	復元する途中保存のデータファイルを読み込み、試算を再開します。
ふるさと納税簡易計算	ふるさと納税の簡易計算を行うことができます。

③ 申告する方の生年月日を入力してください。

住民税試算システム

税額試算/申告書作成メニュー

210 - 税額試算/申告書作成メニュー

ご本人の生年月日を入力してください。

生年月日 年 月 日

所得額や控除額の情報を入力してください。

課税対象のある方	<input type="button" value="源泉徴収票(給与)入力"/>	<input type="button" value="源泉徴収票(公的年金)入力"/>
課税対象のない方 またはそれ以外の所得のある方	<input type="button" value="所得入力"/>	<input type="button" value="控除入力"/>

必要なだけ入力箇所がわかる説明書ガイドはこちら

令和5年中収入のない方

入力完了したら、下記のボタンをクリックしてください。

住民税計算システム

税額計算・申告書作成メニュー | 入力サポート | 控除入力 | 計算確認画面に戻る | 入力データ保存

計算メニュー | 控除入力 | 申告書作成

※市民税の収入がなかった方は「税額計算・申告書作成メニュー」か「計算確認画面に戻る」をクリックしてください。
 なお、この画面から「税額計算ボタン」、「控除入力」へ移動することはできません。
 ※新たに控除をする場合はメニュー内の「計算確認画面に戻る」をクリックしてください。
 ※「申告書作成」ボタンをクリックすると市民税の申告書が作成されます。
 ※この画面で入力する控除額は申告書への入力用であり、税計算（所得額、控除額）には反映されません。

控除入力に戻る

1. 申告書作成 | 令和5年中収入がなかった方

2. 令和5年中収入がなかった方

※各内容にチェックし、必要項目を入力してください。

1. 次の者の扶養家族であった（注記を要していた。）

2. 学生であった。

3. 雇用保険（失業保険）→ 労災保険等を受給していた。

4. 遺族年金・障害年金・傷病年金等を受給していた。

5. 生活保護法による生活扶助を受けていた。

6. その他（例年の生活状況を詳しく記入してください。）」

控除入力に戻る

1. 申告書作成 | 令和5年中収入がなかった方

申告書作成 | 終了する

⑦ 収入がなかった理由を1つ選択し「申告書を作成する」を選択してください。

「5 申告書の出力の仕方（17 ページ）」へ進んでください。

③ 源泉徴収票が複数ある方はこちら

最大4枚まで入力が可能です。

④ 他に所得がある方は、「他所得入力」を選択してください。



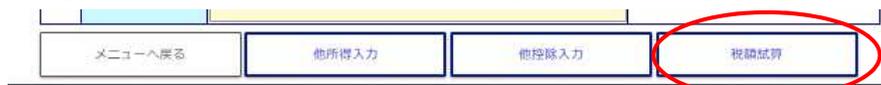
※ 入力方法は「4 給与・年金以外の収入があった方」(12 ページ)を参照してください。

⑤ 源泉徴収票に未記載の控除（医療費控除など）を追加する場合「他控除入力」を選択してください。



※ 入力方法は「3 控除の入力の仕方」(14 ページ)を参照してください。

⑥ 「税額試算」を選択することで、住民税の試算等ができます。



1. 算出税額・税額控除算出結果	
住民税額 (4年分額)	●●●●円
評価表示	
課税総額	●●●●円
市県税	●●●●円
税額控除額	●●●●円
評価表示	
ふるさと納税返戻額	●●●●円 ※あくまで目安の額です。
評価表示	
適用特別所得税を含む所得税額	●●●●円
評価表示	

⑦ 「申告書を作成する」を選択することで、申告書が作成できます。

住民税賦課システム

税額計算/申告書作成メニュー 入力サポート 通知金入力 計算確認画面に戻る 入力データの保存

試算メニュー 控除入力 申告書作成

1.申告書確認 2.令和5年中収入がなかった方

1.申告書情報

現在の住所 **必須項目**

令和5年1月1日住所が上記の住所と異なる はい

氏名 **必須項目** フリガナ 氏名

電話番号 - -

職種又は職業

職業法 氏名 職業法との関係

控除入力に戻る

1.申告書確認 2.令和5年中収入がなかった方

申告書作成 終了する

⑧ 必要項目を入力して「申告書作成」を選択してください。

※ 申告書の出力の仕方については、「5 申告書の出力の仕方」(17ページ)をご確認ください。

(3) 年金収入があった方

住民税試算システム

税額計算/申告書作成メニュー 入力サポート 控除入力 試算確認画面に戻る 入力データ保存

210 - 税額試算/申告書作成メニュー

ご本人の生年月日を入力してください。

生年月日 **必須項目** 昭和 年 1 月 1 日

所得額や控除額の情報を入力してください。

源泉徴収票のある方

源泉徴収票のない方
またはそれ以外の所得のある方

国等による控除入力基準がわかる検索ガイドはこちら

令和5年中収入のない方

入力が完了したら、下記のボタンをクリックしてください。

① 「源泉徴収票(公的年金)入力」を選んでください。

② 入力フォームが源泉徴収票と同じなので、源泉徴収票のとおりに入力してください。

複数枚入力に切り替え 2~4枚目の内容を削除する

** 支払を 受け寄る	** 住所又は居所 大船渡市	生年月日 昭和 53 年 1 月 1 日
** (フリガナ) 氏名 大船渡 太郎		
区分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		0 円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		0 円
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		0 円
所得税法第203条の3第7号適用分		0 円
* 本人	* 控除対象配偶者の有無 等	* 控除対象扶養親族の数
特別 障害者	ひとり親 交 母	* 障害者の数
□	○	16歳未満 の扶養親族 の数
□	○	特別
□	○	その他
□	○	非居住者 である 親族の数
□	○	社会保険料の額
控除対象配偶者	控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族
(フリガナ) 氏名 区分	(フリガナ) 氏名 区分	(フリガナ) 氏名 区分
個人番号	個人番号	個人番号
(控除)	(控除)	(控除)
支払者	法人番号	所在地
	名称	電話番号

メニューへ戻る 他所得入力 他控除入力 税額試算

③ 源泉徴収票が複数ある方はこちらを選択してください。
最大4枚まで入力が可能です。

④ 他に所得がある方は、「他所得入力」を選択してください。



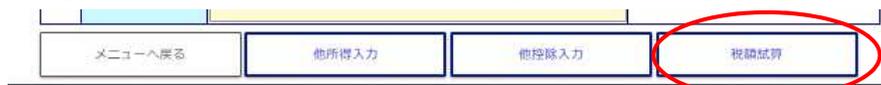
※ 入力方法は「(4) 給与・年金以外の収入があった方」(12 ページ) を参照してください。

⑤ 源泉徴収票に未記載の控除（医療費控除など）を追加する場合「他控除入力」を選択してください。



入力方法は「3 控除の入力の仕方」(14 ページ) を参照してください。

⑥ 「税額試算」を選択することで、住民税の試算等ができます。



⑦ 「申告書を作成する」を選択することで、申告書が作成できます。

住民税賦課システム

税額計算/申告書作成メニュー 入力サポート 通知金入力 計算確認画面に戻る 入力データの保存

試算メニュー 控除入力 申告書作成

申告書作成 令和5年中収入がなかった方

1.申告書情報

現在の住所 **必須項目**

当期以降1年以上住所が上記の住所と異なる はい

氏名 **必須項目** フリガナ 氏名

電話番号 - -

職種又は職業

職業法 氏名 事業主の 続柄

控除入力に戻る

申告書情報 令和5年中収入がなかった方

申告書作成 終了する

⑧ 必要項目を入力して「申告書作成」を選択してください。

※ 申告書の出力の仕方については、「5 申告書の出力の仕方」(17ページ)をご確認ください。

(4) 給与・年金以外の収入があった方

住民税試算システム

税額試算/申告書作成メニュー 入力サポート 退職金入力 試算選択画面に戻る 入力データ保存

210 - 税額試算/申告書作成メニュー

ご本人の生年月日を入力してください。

生年月日 必須項目 昭和 年 1 月 1 日

所得額や控除額の情報を入力してください。

源泉徴収のある方 源泉徴収(給与)入力 源泉徴収(公的年金)入力

源泉徴収のない方
またはそれ以外の所得のある方 所得入力 控除入力

密着するための入力要所がわかる税額試算ガイドはこちら

入力ガイド

令和5年中収入のない方 令和5年中収入のない方

入力が完了したら、下記のボタンをクリックしてください。

税額試算

① 所得入力を選択。該当する項目を入力してください。

住民税試算システム

税額試算/申告書作成メニュー 入力サポート 退職金入力 試算選択画面に戻る 入力データ保存

試算メニュー 所得入力 控除入力 税額試算 申告書作成

事業所得 - 営業等所得	収入金額	円
	必要経費	円
	専従者控除	円
事業所得 - 農業所得	収入金額	円
	必要経費	円
	専従者控除	円
不動産所得	収入金額	円
	必要経費	円
	専従者控除	円
利子所得	※都道府県民税利子割の対象とならないもの。 利子所得	円
	利益の配当 (配当控除10%)	
一時所得	収入金額	円
	必要経費	円
その他の源泉徴収税額	その他の源泉徴収税額	円

1.総合課税項目 2.分離課税項目

控除入力 試算メニュー 税額計算

② 「税額試算」を選択することで、住民税の試算等ができます。

住民税試算システム

税額計算/申告書作成メニュー 入力サポート 逆算金入力 試算確認画面に戻る 入力データ保存

210 - 税額計算/申告書作成メニュー

ご本人の生年月日を入力してください。

生年月日 **必須項目** 昭和 年 1 月 1 日

所得額や控除額の情報を入力してください。

源泉徴収票のある方 源泉徴収票(給与)入力 源泉徴収票(公的年金)入力

源泉徴収票のない方
またはそれ以外の所得のある方 所得入力 控除入力

令和5年中収入のない方 令和5年中収入のない方

入力が終わりましたら、下記のボタンをクリックしてください。

税額計算

③ どの項目に所得を入力していいかわからない場合は、「入力ガイド」を選択してください。
該当する項目に☑（複数可）して「確定」を選択。

住民税試算システム

税額計算/申告書作成メニュー 入力サポート 逆算金入力 試算確認画面に戻る 入力データ保存

200 - 入力サポート (投稿形式)

※下記のリンクをクリックすると内容が切り替わります。

1. 所得に関する説明 2. 控除に関する説明

1 所得に関する情報

所得に該当するものがある場合は、チェックボックスをクリックし、チェックを行ってください。
所得入力を行う際、チェックを行った項目に「所得」が表示されます。
※チェックを行っていない項目も入力が必要です。

1. 事業等所得があった。
(卸小売業、製造業、飲食店業、サービス業、外交員、漁業、その他の事業から生ずる所得があった) はい

2. 退職所得があった。
(退職金の受取、年金の受取、退職金の前払、退職金の生利などから生ずる所得があった) はい

3. 不動産所得があった。
(地代、家賃、アパートの賃借料などから生ずる所得があった) はい

4. 利子所得があった。
(公債等及び国債等の利子などから生ずる所得があった) はい

5. 雑所得があった。
(雑所得のうち、特種雑所得を除く所得の種類により生じた所得があった) はい

15. 山林所得があった。
(山林を売却して譲渡したり、立木ままで譲渡することによって生ずる所得があった) はい

16. 給与収入、公的年金収入以外に雑所得受取られている。 はい

※下記のリンクをクリックすると内容が切り替わります。

1. 所得に関する説明 2. 控除に関する説明

確定 キャンセル

④ 「所得入力」を選択すると、入力が必要な項目に  のマークが表示されます。

住民税試算システム

税額計算/申告書作成メニュー 入力サポート 逆算金入力 試算確認画面に戻る 入力データ保存

210 - 税額計算/申告書作成メニュー

ご本人の生年月日を入力してください。

生年月日 **必須項目** 昭和 年 1 月 1 日

所得額や控除額の情報を入力してください。

源泉徴収票のある方 源泉徴収票(給与)入力 源泉徴収票(公的年金)入力

源泉徴収票のない方
またはそれ以外の所得のある方 所得入力 控除入力

令和5年中収入のない方 令和5年中収入のない方

入力が終わりましたら、下記のボタンをクリックしてください。

税額計算

事業所得 - 事業所得 の所得	収入金額	円
事業所得 - 事業所得 の所得	専従者控除	円
事業所得 - 事業所得 の所得	収入金額	円
事業所得 - 事業所得 の所得	必要経費	円
事業所得 - 事業所得 の所得	専従者控除	円
不動産所得 の所得	収入金額	円
不動産所得 の所得	必要経費	円
不動産所得 の所得	専従者控除	円
利息所得	※郵便物等受取利息等の対象にならないもの。 利息所得	円

4 市民税・県民税等の試算（概算）

① 源泉徴収、所得及び控除を入力後、「税額試算」を選択します。

② 住民税（県民税+市民税）の試算結果、ふるさと納税の限度額試算結果（目安）が確認できます。

※ 令和6年度から住民税と併せて徴収する森林環境税（1,000円）は、市民税と合算されています。

③ 税額を試算した結果「試算した所得税額から配当控除を控除した額が0円を超えているため、確定申告の必要があります。」と表示された場合は、**確定申告が必要です！** 確定申告を行う場合、パソコンやスマートフォンで申告書等の作成と提出ができる国税電子申告・納税システム「e-Tax」が便利です。

e-Taxはこちらから <https://www.e-tax.nta.go.jp/kojin.html>

5 申告書の出力

住民税試算システム

税額計算/申告書作成メニュー 入力サポート 選種金入力 試算書印刷画面に戻る 入力データ保存

試算メニュー > 所得入力 控除計算 申告書作成

以下のリンクをクリックすると、ここで表示内容を別の画面で見ることができます。

1.算出税額・税額控除算出結果 2.所得計算結果 3.所得控除算出結果

1.算出税額・税額控除算出結果

住民税額 (本年額)	●●●●円
詳細表示	
税額控除額	●●●●円
詳細表示	
ふるさと納税返金額	●●●●円
	※あくまで目安の額です。
道府県特別所得税を含む所得税額	●●●●円
詳細表示	

1.算出税額・税額控除算出結果 2.所得計算結果 3.所得控除算出結果

申告書を作成する 試算メニュー 終了する

① 税額等を確認後、「申告書を作成する」を選択してください。

住民税試算システム

税額計算/申告書作成メニュー 入力サポート 選種金入力 試算書印刷画面に戻る 入力データ保存

試算メニュー > 所得入力 申告書作成

1.申告書印刷 2.令和3年申告収入がなかった方

1.申告書情報

現在の住所 **必須項目**

令和3年1月1日住所が上記の住所と異なる はい

氏名 **必須項目** フリガナ

氏名

電話番号

職種又は職業

職業法 氏名

職業法

控除入力に戻る

1.申告書印刷 2.令和3年申告収入がなかった方

申告書作成 終了する

② 必要事項を入力し、「申告書を作成する」を選択してください。

申告書をダウンロードする準備が整いました。

申告書をダウンロードする

医療費明細をダウンロードする

③ 「申告書をダウンロードする」を選択してください。

※ 医療費控除を入力した方は、「医療費明細をダウンロードする」も選択してください。

④ ダウンロードした申告書を任意の場所に保存してください。

● 申告書（裏面）

6 給与所得の内訳

（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください）

月	日給	勤務日数	月収
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			
合計			
勤務先			
電話番			

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
	円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払確定年月	収入金額	必要経費
		円	円

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	収入金額	必要経費
	円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	収入金額		必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)	
	短期	長期				イ	ロ
一時							
二 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]							

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のイに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のロの金額を表面のロの所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額
1 氏名			
個人番号			従事月数
2 氏名			
個人番号			従事月数

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
	円
課税所得の特例適用前の不動産所得	
課税所得	
事業用資産の譲渡損失など	
損失額、被災損失額(円)	円
前年中の開業	開始・廃止 月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	個人番号	住所
1			
2			

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

15 寄附金に関する事項

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ着附した金額を記入してください。

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円	条例指定分	都道府県	円
住所地の共同基金、日本支部分・都道府県、市区町村分 (特例控除対象以外)			市区町村	

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大昭・平会	特別障害者に該当する場合	級度	別居の場合の住所

17 前年中に所得がなかった方の記載欄

1. 次の者の扶養家族であった(仕送りを受けていた。)(住所)
(氏名)
2. 学生であった。
3. 雇用保険(失業保険)・労災保険等を受給していた。
4. 遺族年金・障害年金・傷病年金等を受給していた。
5. 生活保護法による生活扶助を受けていた。
6. その他(昨年の生活状況をくわしく記入してください。)

入力が完了したら、プリンターから出力し、提出してください。
申告書を印刷する場合は**必ず両面印刷**をしてください！
医療費明細がある方は一緒に提出してください。

⑥ スマートフォンで作成した申告書は、コンビニエンスストアで印刷することもできます。

印刷の仕方は、コンビニエンスストアによって異なります。

下記を参照してください。

【セブンイレブン】

<https://www.sej.co.jp/services/multicopy/print.html>

【ローソン】

<https://www.lawson.co.jp/service/others/multicopy/>

【ファミリーマート】

<https://www.family.co.jp/services/smartphone/famimaphotoapp.html>

6 注意事項

- このシステムに入力するだけでは**申告は完了しません。**
申告書を**印刷**し、**郵送**で提出してください。
- 申告書は必ず**両面印刷**して提出してください。
- 税額を試算した結果「試算した所得税額から配当控除を控除した額が 0 円を超えているため、確定申告の必要があります。」と表示された場合は、**確定申告が必要**
です！
本システムで確定申告はできません。
確定申告を行う場合、自宅などでパソコンやスマートフォンで申告書等の作成と提出ができる国税電子申告・納税システム「e-Tax」が便利です。
e-Tax はこちらから <https://www.e-tax.nta.go.jp/kojin.html>
- 医療費控除を入力した方は、必ず**医療費控除の明細書**も印刷して提出してください。
- 申告書記載金額の根拠となる資料、本人確認ができる書類（マイナンバーカード（表面のみ）や運転免許証など）の身分証明書の写しを同封のうえ郵送してください